

# 公益社団法人新潟県社会福祉士会 定款

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 当法人は、公益社団法人新潟県社会福祉士会と称する。

( 事務所 )

第 2 条 当法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第 2 章 目的および事業

( 目 的 )

第 3 条 当法人は、社会福祉の援助を必要とする新潟県民の生活支援と権利の擁護および社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発ならびに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を行い、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって新潟県内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

( 事 業 )

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする新潟県民の生活支援と権利の擁護
- (2) 新潟県民への社会福祉に関する知識および技術の普及・啓発
- (3) 社会福祉および社会福祉士に関する調査研究
- (4) 社会福祉士の職務に関する知識および技術の向上に関する研修
- (5) 社会福祉士等の資格取得の支援
- (6) 福祉サービスの質の向上のための業務評価および調査
- (7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

( 法人の構成員 )

第 5 条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「社会福祉士法」という。)第28条の規定により社会福祉士として登録した者であって、新潟県内に住所または勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または法人
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者で、総会において推薦された者

(4) 準会員 次に掲げる者で、新潟県内に住所または勤務先を有し、当法人に所属することを希望する者

- (ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者
- (イ) 社会福祉士養成施設または大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
- (ウ) その他、入会が適当と認められる者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

( 会員の資格の取得 )

第 6 条 当法人の正会員、賛助会員または準会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

( 経費の負担 )

第 7 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより、正会員は入会金および会費を、賛助会員および準会員は会費を支払う義務を負う。

( 任意退会 )

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

( 除 名 )

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名は、その理由に該当すると認められる会員に対し決議前に理事会(理事会に先立ち懲戒案件を審査する委員会)において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、当該会員に対し、総会の4週間前までに、当該総会において審議すること、かつ、その決議前に弁明する機会を与えることを通知しなければいけない。

3 前項により除名が決議されたとき、会長は当該会員に対し書面により、その内容及び理由を通知するとともに、理事会が別に定める懲戒基準規則に従い、所定の事項を機関紙その他に公示しなければならない。

4 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けなければならない。

( 会員資格の喪失 )

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 正当な理由がなく、第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (3) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、または解散したとき。

- (5) 正会員の場合は、社会福祉士法第32条または第33条により、社会福祉士としての登録を取り消されまたは消除されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

( 会 員 資 格 喪 失 に 伴 う 権 利 お よ び 義 務 )

- 第 11 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第 4 章 総 会

( 構 成 )

- 第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

( 権 限 )

- 第 13 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事および監事の選任または解任
  - (3) 理事および監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散および残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

( 開 催 )

- 第 14 条 総会は、定時総会として年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

( 招 集 )

- 第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日時および場所その他法令で定められた事項を記載した書面または電磁的方法をもって、総会の日1週間前(第19条第1項に規定する書面または電磁式方法による議決権の行使をすることができる場合にあっては2週間前)までに正会員に対してその通知を発しなければならない。

( 議 長 )

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

( 議決権 )

第 17 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

( 決 議 )

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期の借入
- (4) 定款の変更
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 書面議決等 )

第 19 条 総会に出席しない正会員は、理事会で定めた時はあらかじめ通知された事項について書面または電磁式方法をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

( 議事録 )

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該総会の議長のほか、当該総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印する。

## 第 5 章 役 員

( 役員 の 設 置 )

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、9名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長および常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

## ( 役員を選任 )

第 22 条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)および当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

## ( 理事の職務および権限 )

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

4 常任理事は、会長および副会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

5 会長および常任理事は、4カ月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## ( 監事の職務および権限 )

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

## ( 役員任期 )

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

( 役員 の 解 任 )

第 26 条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

( 報 酬 等 )

第 27 条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

( 取 引 の 制 限 )

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することとその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

( 構 成 )

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権 限 )

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長および常任理事の選定および解職

( 招 集 )

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時および場所を記載した書面をもって理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。

( 議 長 )

第 32 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

## ( 決 議 )

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

## ( 議事録 )

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産および会計

## ( 資産の管理 )

第 35 条 当法人の財産の管理については、理事会において別に定めることによる。

## ( 事業年度 )

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## ( 事業計画および収支予算 )

第 37 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会に報告するものとする。

これを変更する場合も、同様とする

- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## ( 事業報告および決算 )

第 38 条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

( 公益目的取得財産残額の算定 )

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

( 長期借入金 )

第 40 条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議によらなければならない。

## 第 8 章 定款の変更および解散

( 定款の変更 )

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

( 解 散 )

第 42 条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

( 公益認定の取消し等に伴う贈与 )

第 43 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

( 残余財産の帰属 )

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 委員会

( 委員会 )

第 45 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。



## 第 10 章 事務局

( 設置等 )

第 46 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

( 公告の方法 )

第 47 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 12 章 雑 則

( 雑 則 )

第 48 条 法令またはこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については理事会において別に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長(代表理事)は松山茂樹、副会長(業務執行理事)は高橋是司、渡辺陽一、常任理事(業務執行理事)は、渡辺信也、小山弓子、古澤圭、本間奈美、宮越亮、星井勝博、遠藤真一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和4年6月18日から施行する。